

関係者各位

個人番号（マイナンバー）が記載された書証等の提出方法について

平成28年1月1日から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）に基づき、「個人番号」（以下「マイナンバー」という。）の利用、提供等が開始されました。

マイナンバーは、番号法の定める場合に利用することができ、番号法の定める場合を除き、提供を求めること、提供すること、収集し又は保管することはできないこととされております。労働委員会は、その業務に当たり、マイナンバーを収集・保管することができません。

つきましては、労働委員会への書証等の提出に当たっては、マイナンバーが記載された書類をそのまま提出することのないよう注意してください。

また、どうしてもマイナンバーが記載された書類を提出する必要がある場合には、マイナンバーが特定できないよう、必ずマイナンバー部分をマスキングした上で提出してください。

- * 住民票の写し等には、原則としてマイナンバーは記載されませんが、本人の求めに応じて記載されたものが発行される場合があります。これらの書類を提出する場合には、マイナンバーの記載がないものを提出してください。
- * 社会保障や税に関する各種申告書等、マイナンバーの記載欄が設けられた書類（控え）を提出する際には、特に注意していただき、必ずマスキングした上で提出してください。

愛知県労働委員会事務局